



雇児発第0618001号

平成15年6月18日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

母子及び寡婦福祉法による母子自立支援員の設置について

今般、母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律（平成14年法律第119号）により母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）が改正され、「母子相談員」の名称を「母子自立支援員」と改め、委嘱主体を都道府県知事から、市長及び福祉事務所を設置する町村長にまで拡大するとともに、その業務に職業能力の向上及び求職活動に関する支援を追加したところである。

また、今回の改正において、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策など総合的な母子家庭等自立支援策を盛り込んでおり、母子自立支援員は、個々の母子家庭の状況に応じ、地域におけるこれらの支援策を効果的に組み合わせ、母子家庭の母の自立に向けた総合的な支援を行う役割が期待される場所である。このように母子福祉対策上重要な意義を有する母子自立支援員の設置について、次のとおり設置要綱を定めたので、各事項を十分御了知のうえ、その目的達成に遺憾なきよう努力されたい。なお、本通知は、平成15年4月1日より適用し、昭和40年3月17日厚生省発児第35号厚生事務次官通知「母子福祉法による母子相談員の設置について」は廃止する。

貴管内市及び福祉事務所設置町村に対しては、貴職からこの旨周知されるようお願いする。

この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

(別紙)

母子及び寡婦福祉法による母子自立支援員の設置要綱

第1 設置趣旨

母子自立支援員は、「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」(以下、「母子家庭」という。)及び寡婦を対象に、離死別直後の精神的安定を図り、その自立に必要な情報提供、相談指導等の支援(以下、「相談指導等」という。)を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行うことを職務として設置するものである。

第2 職務の範囲等

- 1 母子自立支援員は、原則として社会福祉法第十五条第一項各号に掲げる所員以外の職員として、福祉事務所に置かれ、又は駐在する職員とし、母子及び寡婦福祉法第九条の規定により福祉事務所が行う同条第二号の業務のうち、専門的知識を必要とする事項の相談指導等に協力するものとする。
- 2 母子自立支援員の担当区域は、原則として福祉事務所の管轄区域とする。
- 3 非常勤の母子自立支援員は特別職とする。

第3 相談の種類

母子自立支援員の取り扱う相談指導等の種類は、次の事項とする。

- (1) 母子及び寡婦福祉法及び生活一般についての相談指導等
 - ア 家庭紛争、結婚その他の諸問題に関する相談支援
 - イ 住宅、子育て、就業など生活基盤上の諸問題に関する相談支援
 - ウ 離婚直後など、地域で安定した生活を営むための精神的支援
 - エ 母子関係、児童の養育に関する諸問題に関する相談支援
 - オ 環境的な原因又は母子の性格に起因するもの等精神的、身体的な問題を抱える者への相談支援
 - カ 自助グループの養成や集団指導
- (2) 職業能力の向上及び求職活動等就業についての相談指導等
 - ア 職業能力開発や向上のための訓練等に関する情報提供
 - イ 各種制度についての情報提供、就職活動に関する助言・指導
 - ウ 子どもの年齢や生活状況に応じた働き方に関する適切な助言・指導
- (3) その他母子家庭及び寡婦の自立に必要な支援
 - ア 児童扶養手当の受給、生活費、養育費、教育費、医療費等経済上の諸問題や借金等による経済的困窮に関する相談支援等
 - イ 福祉、保健、医療等の関係機関との連携・調整

第4 職務の分担

母子福祉資金及び寡婦福祉資金については、母子家庭及び寡婦の総合的自立支援策の一つとして捉え、母子自立支援員が、経済的支援策として貸付けに関する相談・指導にあた

るものとする。ただし、市（指定都市、中核市を除く。）及び福祉事務所を設置する町村の委嘱する母子自立支援員は、母子家庭の母子及び寡婦に対しこの資金の貸付けに関する情報を提供するものとする。

第5 関係機関との連携

母子自立支援員は、その職務を行うにあたって、関係部局、民生委員・児童委員、母子寡婦福祉団体、NPO等の協力を得るとともに、母子家庭及び寡婦の自立に向けた支援が総合的に提供できるよう関係諸機関と常に密接な連携を図るものとする。

第6 その他

母子自立支援員は、相談カード、職務日誌等を備えておくとともに、母子家庭及び寡婦の自立を支援するために常日頃から必要な情報を収集し、知識の習得を図るなど自己研鑽に努めるものとする。また、母子自立支援員を委嘱する都道府県、市及び福祉事務所設置町村は、研修会の開催等その資質の向上に努めるものとする。

平成 15 年 3 月 31 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

保育所の入所等の選考の際における母子家庭等の取扱いについて

今般、「母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律」（平成 14 年法律第 119 号。以下「改正母子寡婦法」という。）により、市町村に対する母子家庭等の児童の保育所の入所選考の際における特別な配慮義務が規定され、平成 15 年 4 月 1 日より施行されるところである。

また、改正後の母子及び寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号。以下「母子寡婦法」という。）においては、母子家庭等対策の推進に当たって、国は、母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めることとされており、「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針を定める件」（平成 15 年厚生労働省告示第 102 号）として、平成 15 年 3 月 19 日に公布されたところであるが、同方針においては、母子家庭等の児童に係る保育所への優先入所とともに放課後児童クラブの優先的利用について定められているところである。

各地方公共団体においては、従前より、「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令等の施行について」（平成 9 年児発第 596 号）等に基づき、母子家庭等の児童の保育所への優先的な入所等に御配慮いただいているところであるが、改正母子寡婦法の趣旨を踏まえ、下記事項に御留意いただき、母子家庭等の子育てを支援するとともに、母子家庭等の児童の心身の健全な育成が図られるよう、格段の御配慮をお願いする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

記

1 改正母子寡婦法の趣旨について

近年における離婚の急増等母子家庭をめぐる諸状況の変化にかんがみ、福祉施策と雇用施策の連携による「きめ細やかな福祉サービスの展開」と「自立の促進」の観点から、子育て・生活支援策をはじめ、現行の母子家庭等対策の見直しを図ったものであること。

2 保育所の入所及び放課後児童クラブの利用に係る特別の配慮について

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第3項の規定により、保育所に入所する児童を選考する場合には、改正後の母子寡婦法第6条第4項に規定する「母子家庭等」（母子家庭及び父子家庭）を保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱うこと。

特に、都市部等の待機児童の多い地域にあっては、母子家庭等の優先的取り扱いが徹底されるよう配慮すること。

また、児童福祉法第6条の2第12項の規定により、市町村が放課後児童クラブを実施する場合には、母子家庭等を放課後児童クラブの利用の必要性が高いものとして優先的に取り扱うこと。

(2) 母子家庭等のうち、離婚等の直後にある者であって生活の激変を緩和する必要があるなど、特に自立の促進を図ることが必要と認められるものについては、最優先的に取り扱うこと。

(3) 母子家庭をめぐる就労条件や就職環境が厳しいこと等を踏まえ、母子家庭が求職活動、職業訓練等を行っている場合にあっては、求職活動等を行っている日数、時間等に応じて、就労している場合と同等の事情にあるものとして、優先的に取り扱うこと。

3 留意点について

(1) 市町村は、母子家庭に係る保育所の入所及び放課後児童クラブの利用の選考を行うに当たって、母子家庭の就労状況等の把握に努めること。

(2) 都道府県は、市町村が保育所の入所及び放課後児童クラブの利用の選考を行うに当たって、母子家庭の就労状況等に関する情報提供に努めること。

(参考)

- 母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律（平成14年法律第119号）
（抄）

（保育所への入所に関する特別の配慮）

第28条 市町村は、児童福祉法第24条第3項の規定により保育所に入所する児童を選考する場合には、母子家庭等の福祉が増進されるように特別の配慮をしなければならない。

- 母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（平成15年厚生労働省告示第102号）（抄）

第2 母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項

3. 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項

（2）都道府県及び市町村が講ずべき措置に対する支援

① 子育て支援、生活の場の整備

ア 保育所優先入所の推進等（実施主体：市町村、対象：母子家庭等）

（a） 就業や求職活動、職業訓練を十分に行うことができるよう、母子家庭等の優先的取扱いなど、母子家庭等の児童が保育所に優先的に入所することができるような取組を推進

イ 放課後児童クラブの優先的利用の推進（実施主体：市町村、対象：母子家庭等）

放課後児童クラブについても、母子家庭等の児童が優先的に利用できるような取組の推進



雇児発第0618004号
平成15年6月18日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

子育て短期支援事業の実施について

母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律（平成14年法律第119号）の施行に伴い、従来の「子育て支援短期利用事業」を「子育て短期支援事業」と名称を変更するとともに、本事業の一層の普及・利用促進を図る観点から事業内容の見直しを行い、別紙のとおり「子育て短期支援事業実施要綱」を定め、平成15年4月1日から適用することとしたので、本事業の適正かつ円滑な運営を図られたく通知する。

また、貴管内市町村に対しては、貴職からこの旨周知されるようお願いする。

なお、本通知の施行に伴い、平成7年4月3日児発第374号本職通知「子育て支援短期利用事業の実施について」は廃止する。

(別紙)

子育て短期支援事業実施要綱

1 目的

この事業は、保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことのできる施設（以下、「実施施設」という。）において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村（特別区を含む。以下、同じ。）とし、この事業の一部を社会福祉法人等に委託することができる。

3 事業の種類及び内容

(1) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

ア 事業内容

市町村は、保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に実施施設において養育・保護を行うものとする。

イ 対象者

この事業において対象となる者は、次に掲げる事由に該当する家庭の児童又は母子等とする。

- (ア) 児童の保護者の疾病
- (イ) 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安など身体上又は精神上の事由
- (ウ) 出産、看護、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由
- (エ) 冠婚葬祭、転勤、出張や学校等の公的行事への参加など社会的な事由
- (オ) 経済的問題等により緊急一時的に母子保護を必要とする場合

ウ 利用の期間

養育・保護の期間は7日以内とする。ただし、市町村が必要があると認めた場合には、必要最小限の範囲内でその期間を延長することができる。

(2) 夜間養護等（トワイライト）事業

ア 事業の内容

市町村は、保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他の緊急の場合において、その児童を実施施設において保護し、生活指導、食事の提供等を行うものとする。

イ 対象者

この事業において対象となる者は、保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童とする。

4 実施施設等

(1) この事業は、児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所等住民に身近であつて、適切に保護することができる施設で実施するものとする。

なお、児童等の近隣に実施施設がないこと等により必要な養育・保護を行うことが困難である場合には、実施施設は、あらかじめ登録している保育士、里親等に委託することができるものとする。

(2) 実施施設において、保育士、里親等に委託する場合には、委託された者の居宅において又は当該児童の居宅に派遣して養育・保護を行うものとする。

(3) 実施施設は、児童の養育に経験を有する保育士、里親等市町村が適当と認めた者を複数登録しておくこと。

5 事業の実施方法等

(1) 市町村は、この事業の実施にあたっては、本制度の周知徹底を図ること。

(2) 市町村は、あらかじめ利用を希望する者を登録するとともに、実施施設の受け入れ体制等を常に把握しておくなど事業の円滑かつ効果的な運営に努めること。

(3) 市町村は、利用の申請があつた場合には、速やかに決定を行うこと。ただし、特に緊急を要する場合にあつては、利用の申請等の手続きは、事後とするなど保護者の利便を考慮し、弾力的な運営に努めること。

(4) 事業の実施にあたっては、利用する者及び関係者の安全性の確保に十分配慮すること。

(5) 乳幼児健康支援一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業との連携等他の関連サービスとの十分な調整を行うとともに、児童相談所、福祉事務所、母子自立支援員、民生委員・児童委員等の関係機関と十分な連携をとること。

6 事業実施等に係る届出

この事業を実施しようとする市町村は、社会福祉法第69条に基づく届出が必要であること。なお、平成14年度に当該事業を実施している市町村が引き続き平成15年度にこの事業を実施しようとする場合は、平成15年4月1日以降に速やかに都道府県に当該届出を行うこと。

7 費用

(1) 市町村は、この事業を実施するために必要な経費又はその委託に要する経費（市町村から委託を受けた実施施設が、保育士、里親等への委託に要する経費を含む。）を市町村から委託を受けた社会福祉法人等、実施施設に支弁するものとする。

(2) 保護者は、本事業を実施するために必要な経費又はその委託に要する経費の一部を

負担するものとする。ただし、生活保護世帯及びこれに準ずる世帯については、市町村の認定に基づき減免することができる。

8 国の補助

国は、市町村（特別区を含む。指定都市及び中核市を除く。）が実施する事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が実施する事業について、別に定めるところにより補助する。



雇児発第0618003号
平成15年6月18日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

母子家庭等日常生活支援事業の実施について

母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律（平成14年法律第119号）の施行に伴い、従来の「母子家庭、寡婦及び父子家庭介護人派遣事業」を「母子家庭等日常生活支援事業」と名称を変更するとともに、事業内容を拡充し、別紙「母子家庭等日常生活支援事業実施要綱」を定め、平成15年4月1日から適用することとしたので、本事業の適正かつ円滑な運営を図られたく通知する。

また、貴管内市町村並びに母子福祉団体等の関係者に対しても、貴職から周知徹底を図られたく、併せてお願いする。

なお、本通知の施行に伴い、平成7年4月6日厚生省発児第93号厚生事務次官通知「母子家庭、寡婦及び父子家庭介護人派遣事業について」及び平成元年5月29日児発第405号本職通知「母子家庭、寡婦及び父子家庭介護人派遣事業の実施について」は廃止する。

(別紙)

母子家庭等日常生活支援事業実施要綱

1 目的

この事業は、母子家庭、父子家庭及び寡婦（以下、「母子家庭等」という。）が、修学等の自立を促進するために必要な事由や疾病などの事由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合又は生活環境等の激変により、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、その生活を支援する者（以下、「家庭生活支援員」という。）を派遣するなど、母子家庭等の生活の安定を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県（指定都市及び中核市を含む。以下、同じ。）又は市町村（特別区を含み指定都市及び中核市を除く。以下、同じ。）とし、この事業の一部を母子福祉団体等に委託することができる。

3 対象者

対象者は、母子家庭等であつて、技能習得のための通学、就職活動等自立促進に必要な事由、又は、疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張、学校等の公的行事の参加等社会通念上必要と認められる事由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な家庭及び生活環境等が激変し、日常生活を営むのに、特に大きな支障が生じている家庭とする。

4 便宜の種類及び内容

便宜の種類は、生活援助と子育て支援とし、次の援助又は支援を行うものとする。

- (1) 生活援助の内容は、家事、介護その他の日常生活の便宜とする。
- (2) 子育て支援の内容は、保育サービス及びこれに附帯する便宜とする。

5 事業の実施場所

この事業の実施場所は、次のとおりとする。

- (1) 生活援助
被生活援助者の居宅
- (2) 子育て支援
ア 家庭生活支援員の居宅
イ 講習会等職業訓練を受講している場所
ウ 児童館、母子生活支援施設等母子家庭等の利用しやすい適切な場所

6 家庭生活支援員の選定等

実施主体は、次の要件を備えている者のうちから家庭生活支援員を選定すること。

- (1) 生活援助は、訪問介護員（ホームヘルパー）3級以上の資格を有する者とする。

(2) 子育て支援は、別に定める一定の研修を修了した者とする。

なお、平成15年度においては、すでに母子家庭、寡婦及び父子家庭介護人派遣事業の介護人として選定されている者について、経過的に家庭生活支援員として選定することとして差し支えない。

7 家庭生活支援員の派遣等の決定等

(1) 家庭生活支援員の派遣等を必要とする母子家庭等からの要請又は当該世帯の近隣に在住する者等の要請に基づいて行うものとする。

(2) 家庭生活支援員の派遣等の要請があった場合には、その必要性を判断し、できる限り速やかに家庭生活支援員の派遣等の要否を決定するものとする。

8 費用の負担

家庭生活支援員の派遣等を受けた世帯は、別に定める基準により派遣等に要した費用を負担するものとする。

9 関係機関との連携

都道府県等は、この事業を実施するに当たっては、母子自立支援員、福祉事務所、民生委員・児童委員、母子生活支援施設など他の関係機関との連絡を図るとともに、この事業の一部を委託している団体等との連絡・調整を十分に行うこと。

10 国の補助

国は、都道府県が実施する事業及び市町村が実施する事業に対し都道府県が補助する事業について、別に定めるところにより補助する。



雇児福発第0618001号
平成15年6月18日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
家庭福祉課長

母子家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について

母子家庭等日常生活支援事業については、「母子家庭等日常生活支援事業の実施について」（平成15年6月18日雇児発第0618003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下、「局長通知」という。）により通知されたところであるが、次の事項について留意のうえ、事業の適正かつ円滑な実施を期するとともに、管内市町村並びに母子福祉団体等の関係者に対し周知徹底を図られたい。

1 事業の委託について

この事業の委託に際しては、地域の母子福祉団体、NPO、介護事業者等を積極的に活用されたい。

2 派遣等対象家庭名簿の作成について

- (1) この事業の実施に当たっては、あらかじめ利用を希望する者を登録した派遣等対象家庭名簿を作成しておくこと。
- (2) 派遣等対象家庭から派遣等対象家庭名簿に登録申請があった場合には、すみやかに名簿に登録するとともに、家庭生活支援員の派遣等を要請する場合の連絡先等を記した受付票を交付しておくこと。

3 家庭生活支援員の選定について

- (1) 家庭生活支援員には、支援の内容を十分遂行できる者を選定することとし、その選定に当たっては、母子家庭の母及び寡婦を積極的に選定するよう努めること。
- (2) 子育て支援に係る家庭生活支援員については、一定の研修を修了した者から選定することとしているが、この一定の研修については、概ね別紙1の基

準によること。

4 家庭生活支援員の派遣等の手続について

- (1) 派遣等対象家庭名簿に登載されている家庭等から、家庭生活支援員の派遣等の要請があった場合には、当該要請の内容を確認の上、できる限り速やかに家庭生活支援員の派遣等の要否を審査し、必要と認められる場合には、利用者へ通知するとともに、家庭生活支援員に必要な便宜の依頼を行うものとする。
ただし、緊急を要する場合には、手続き等は事後とするなど弾力的な運用を行って差し支えないものとする。
- (2) 家庭生活支援員の派遣等を行う場合には、便宜の内容並びに費用負担の額を決定し、併せて利用者へ通知するものとする。

5 家庭生活支援員の業務内容について

- (1) 家庭生活支援員は、次に掲げるもののうち必要と認められる便宜を供与する。
 - ア 乳幼児の保育
 - イ 児童の生活指導
 - ウ 食事の世話
 - エ 住居の掃除
 - オ 身の回りの世話
 - カ 生活必需品等の買物
 - キ 医療機関等との連絡
 - ク その他必要な用務
- (2) 事業実施上の留意点
 - ア 支援内容を生活援助と子育て支援に区分し、実施単位を次のとおりとする。
 - (ア) 生活援助は、1時間を単位とする。
 - (イ) 子育て支援は、2時間を基本単位とし、以後、1時間を単位とする。
なお、被生活援助者の居宅における子育て支援は、生活援助として取り扱うこと。
 - イ 母子家庭等の多様なニーズに応じて、時間外、休日、夜間にも対応できるようにすること。また、子育て支援については、深夜から引き続き早朝まで預かりを実施した場合には、宿泊として取り扱うものとする。
 - ウ 親又は児童の疾病により支援が必要な場合には、かかりつけの医師、救急病院の連絡先等必要な情報を確認するなど緊急時の対応に留意すること。
 - エ 派遣等の日数は、当該母子家庭等において、現に日常生活等に支障が生じている状況を勘案して、必要な範囲で決定すること。
なお、母子家庭等になって間がないなど生活環境等が激変し、日常生活を営むのに支障が生じている場合等は特に配慮すること。
 - オ 局長通知の別紙「母子家庭等日常生活支援事業実施要綱」（以下、「実施要綱」という。）5(2)のイ及びウの場所で児童の子育て支援サービスを実施する場合には、次の点に留意して実施すること。

- (ア) 子育ての経験のある家庭生活支援員を2人以上配置すること。
- (イ) 対象児童は5人以下とし、対象児童が5人を超える場合は、児童5人ごとに家庭生活支援員を1人追加配置すること。
- (ウ) 乳幼児を含む20人以上の児童を対象とする場合は、家庭生活支援員のうち保育士の資格を有する者を1人以上配置することが望ましいこと。
- (エ) 特に実施要綱5(2)のウの場所でサービスを実施する際の場所の確保については、事業の実施主体である都道府県又は市町村が施設の設置主体等と必要な調整を行うこと。

6 費用の負担について

家庭生活支援員の派遣等を受けた世帯は、別紙2の基準により派遣等に要した費用を負担するものとする。

7 家庭生活支援員に対する手当

家庭生活支援員に対し、支援内容及び単位数に応じて派遣等に要した費用の支給を行うこと。

(別紙1)

研 修 科 目	時 間
I 児童の発達と遊び（講習Ⅰ） （考え方）0歳から10歳位までの児童の発達に関する基本的事項を学ぶ。具体的な例を検討することを通じて、できるだけ実践的に容易に応用することが可能な知識を学ぶ。	18時間
① 乳幼児期の発達	6時間
② 学童期の発達	6時間
③ 児童にとっての遊び	6時間
II 健康管理と緊急対応（講習Ⅱ） （考え方）0歳から10歳位までの児童がかかりやすい病気についてその特徴を学ぶ。その上で、体調不良の時、病気の時、病気の回復期、事故を起こした場合などの際の応急措置などについて実技指導をまじえて学ぶ。さらに、健康管理という視点からみた食生活について学ぶ。	18時間
④ 児童の病気	6時間
⑤ 緊急時の対応と応急措置	6時間
⑥ 児童の成長と食生活	6時間
III 保育所における見学実習 （考え方）保育所において、児童の様子を観察したり、保育士の関わり方などを見学する。絵本の読み聞かせ、食事、遊びなどの場面で保育士が児童にどのように関わっているのかについて見学する。	6時間
IV 子育て支援の状況（講習Ⅲ） （考え方）子育て支援に関する公的制度や保育ビジネスの現状、子育てに関する各種調査結果などについて学ぶ。研修全体のまとめでは、研修で学んできたことを整理するとともに、講習で学んできたことと保育所における見学実習で感じたことなどを結びつけるような意見交換の機会を設けることなどにより、学んだことが相互に関連しあうよう配慮する。	12時間
⑦ 現代の子育て事業	6時間
⑧ 研修全体のまとめ	6時間
合 計	54時間

(別紙2)

母子家庭等日常生活支援事業費用負担基準

利用世帯の区分	利用者の負担額（1時間あたり）	
	子育て支援	生活援助
生活保護世帯、 市町村民税非課税世帯	0円	0円
児童扶養手当支給水準の世帯	70円	150円
上記以外の世帯	150円	300円

※ 子育て支援については、

- ① 2時間を基本単位とすることから、最低でも2時間分の利用者負担額とする。
- ② 宿泊した場合の負担額は8時間分とし、児童1人の場合の負担額に0.5を乗じて得た額とする。
- ③ 児童数に応じた負担額とし、2人以上の児童1人につき児童1人の場合の負担額に0.5を乗じて得た額を加算する。
- ④ 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。